

J H F 臨時理事会議事録

日 時： 2026年8月4日（火） 9：00～10：30

場 所： J H F 事務局会議室(北区中里1-1-1-301) /ZOOM 会議

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 竹村治雄 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席 ZOOM【理事】 芦川雄一郎 高瀬吉康 竹村治雄 橋田明夫 濱田 革
廣川靖晃 横田 開

【監事】 岩村浩秀

(出席理事7名 今理事会は定足数を満たし成立した)

3. 審議事項

OKAMI SKY GAMES の後援承認 (JHF 会員登録有効確認) について

新潟県上越市尾神岳スカイスポーツエリアで OKAMI SKY GAMES2026 を8月29日～30日に開催することで JHF 後援申請が届いた。参加資格が JHF 会員と NPO 法人パラグライダー協会（以下 JPA）パイロット技能証以上の者で JHF 会員登録が有効でなくても参加可能である。過去より JHF 公認、後援イベントは、一般向けの体験会および日本学生フライヤー連盟主催イベントを除いては参加者全員の JHF 会員登録が有効であることが後援の条件である。特例として本イベントの後援を認めるかを7月28日に文書理事会を開催したが不成立になり臨時理事会となった。

議長（竹村会長）：実行委員会からは EN B クラス以下のグライダーで行う競技と試乗会を含むイベントとして、所属団体の条件なく開催したいとのことである。JHF が統括するレベルの競技会ではないので、JHF フライヤー、JPA フライヤーの交流できるイベントとしてとらえて特例とすることはできないか。

橋田理事：通常の競技会は競技委員会が確認をする。競技委員会確認前に会長意見を入れて文書理事会になった。この後援を認めると JPA を認めることになる。審議の手順はよいのか監事にご意見をいただきたい。

岩村監事：時間がないことが優先で文書理事会が不成立での臨時理事会である。団体については他団体との過去や組織を知る人は橋田理事と同じ意見が多い。現理事会がどう考えるかは今後現理事会で協議すべきだと思う。

議長（竹村会長）：後援することと、橋田理事の言われる JPA を認めることは全く別の問題である。JHF は統括団体として一般財団法人日本航空協会（以下 JAA）へは、すべてのパラグライダー重大事故についても報告しており、今後事故情報の共有方法も検討する必要がある。

橋田理事：まずはその問題を解決してから開催すべきである。今迄は JHF フライヤー登録をしていない参加者がいたら公認、後援はしていない。例えばモーターパラグライダーは、特定非営利活動法人日本パラモーター協会（以下 JPMA）は JAA に認められている統括団体ではある。パラグライダーで JPA は違う。

廣川理事：JHF が JHF フライヤーも飛ぶイベントを後援しないととなると JHF のフライヤーに対して責任を取っていないことになる。

横田理事：JPA 会員が JHF 主催の競技会に参加する場合は、JHF にフライヤー登録をして技能証移行申請している。今回のイベントは、競技的要素が少ないので JPA 会員のまま参加してよいという意見もあるが、JHF 会員登録をすれば参加できるとしたらどうか。

議長（竹村会長）：主催者賠償責任保険は JHF フライヤー会員でなくても適用されるので、フライヤー登録の無い方が参加しても主催者賠償責任的には問題がない。

橋田理事：保険約款は理解しており、対象者が学生の場合は救済措置で特例を承認したいと理解している。今回認めると他も認めざるを得ない。

濱田副会長：北海道でのイベントには北海道連盟も補助しており JHF、JPMA も参加している。JPA が主催したイベントを JHF ページで紹介したケースもあり、後援の在り方を変えるタイミングだと思う。

橋田理事：正会員や他団体のことではなく JHF が後援するかの論点である。JPA 技能証を JHF 技能証への移行申請の理事会承認は理解している。

廣川理事：一般の体験会は後援をしていたか。J リーグ、J2 リーグは JHF 登録が必要と思うが、一般的な普及イベントは全員が JHF である必要はあるのか。外国人が日本で飛ぶ時は？

議長（竹村会長）：外国人が日本で飛ぶ際は JHF に加入してもらっている。

芦川副会長：妥協案として外国からのフライトと同等の扱いとして、JHF 登録をして参加してもらうことを条件にしたい。JHF 登録は最低条件です。

廣川理事：1 か月のみの会員登録を作ればよい。

竹村会長：JHF の第三者賠償責任保険の保険料は年払いのため、一か月単位の会員登録は保険会社との交渉等が必要であり、今回は間に合わない。

岩村監事：さらに、JHF 会員会費規約の改訂は総会承認が必要である。

廣川理事：例えば新聞社後援イベントは自治体、地元しか参加できない訳ではない。

濱田副会長：以前に紀の川試乗会を協賛したように協賛にすればどうか？

高瀬理事：競技として開催するには JHF フライヤー登録はしてもらった方がよい。JHF 後援承認の前に競

技委員会ページで後援イベントとして掲載しているのは順番が違う。
競技に参加する JPA 会員は JHF 会員登録、技能証移行申請を出している。

横田理事：JHF は JAA から認められているハンググライダー、パラグライダーの統括団体であるので、JHF 会員の方に責任が取れなくなるため JHF 登録は必要とすれば整合性が取れる。

廣川理事：統括団体であるからこそ JPA 会員の参加を認めるべきだと思う。協賛、後援で主催者賠償責任保険の扱いが違うのであればパラグライダー全体に保険をかけるべきである。

濱田副会長：日本選手権等に参加する外国人選手はその場で登録が可能である。

横田理事：実行委員会に同じように受付してもらってもよいと思う。

芦川副会長：JPA 会員にはエントリーフィーに JHF 会費 7000 円を上乗せすればよい。

廣川理事：JHF が後援した場合、どういうリスクがあるのか。

芦川副会長：JHF のフライヤー登録は「フライヤー宣言」をした人が日本の空を飛ぶということである。

廣川理事：登録しなくても飛んでいる。

橋田理事：統括団体理事として、空を飛んでいる全ての方が JHF 登録をしていることを目指して努力している。保険については他保険に加入している人もいるが、会員登録は保険のためではない。

芦川副会長：それもあり JHF の内規と保険約款は違うこともある。

横田理事：主催が JHF 登録スクールであるが JHF 会員登録を推奨しなくてよいのか。JPA 会員に JHF に加入する意味や必要性を理解してもらう必要性はあるし、条件を入れて後援するか。

議長（竹村会長）：まず後援について、後援しないか、条件をつけて後援をするか議決する。

後援をしない 0 名 条件付きで後援する 6 名

後援条件について

- 1 JHF に加入することを条件とする 3 名（芦川、高瀬、橋田）
- 2 JPA からの参加者に JHF 加入を主催者が推奨する（JHF は FAI, JAA 統括団体であることを理解してもらい受付で加入を薦める） 3 名（濱田、廣川、横田）

議決が同数であるため議長も議決に参加可能になり、
竹村会長が 2 に賛成とするため 2 が 4 名となる。

OKAMI SKY GAMES 主催者が JPA 会員参加者には JHF 会員登録を推奨することを条件として
後援承認とする。

（競技内容等については PG 競技委員会に承認確認をする）

橋田理事：今回の後援は、特例か今後の後援の条件とするのか？

議長（竹村会長）：特例であり、今後この条件で同様イベントを後援するかは次回以降の理事会で議論したい。今回は主催者側の公表手順に前後があったが今後は認めない。

橋田理事：JHF 公認・後援は全員が JHF フライヤー登録をすることが基本は崩さないことで分かりました。

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)

理事

芦川雄一郎 印

高瀬吉康 印

竹村治雄 印

橋田明夫 印

濱田 革 印

廣川靖晃 印

横田 開 印

監事

岩村 浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子